

現在、熊本県育英資金（被災特例枠）の貸与を受けている皆様へ

熊本県育英資金（被災特例枠）の 令和3年度（2021年度）以降の取扱いについて

平成28年熊本地震による育英資金（被災特例枠）は、令和2年度（2020年度）末をもって終了しますが、住まいの再建が未完了で仮設住宅等に居住されている奨学生については、令和3年度以降も引き続き支援を継続します。

1 貸与継続に伴う対象要件について

以下のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 令和2年度（2020年度）において、育英資金（被災特例枠）の貸与を受けている者。
- (2) 令和3年（2021年）4月1日（基準日）において、育英奨学生と生計を一にする生計の主たる維持者が仮設住宅等に居住する者のうち、次のいずれかに該当する者。
 - ① 居住する家屋が罹災証明書において全壊・大規模半壊・半壊又は被災者生活再建支援法による長期避難世帯で、かつ高校生等の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税の場合。
 - ② 生計の主たる維持者が地震に伴い死亡又は重度の障がいを負った場合。
 - ③ 生計の主たる維持者が地震に伴い失業又は収入が減少し、高校生等の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税の場合。

2 貸与の継続手続きについて

上記の対象要件に該当する場合は、令和3年度（2021年度）も引き続き育英資金（被災特例枠）の貸与を受けることができます。

継続手続きは令和3年（2021年）6月頃を予定しております。学校を通じて手続きの案内を別途お送りしますので、期限内に継続手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度（2020年度）末をもって貸与の辞退を希望される場合は、奨学生が在籍する高等学校等の奨学金担当へ御連絡ください。

【お問合せ先】

熊本県教育庁県立学校教育局
高校教育課修学支援班
TEL：096-333-2682